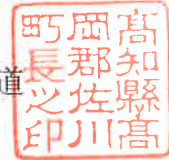


佐町第 35 号
令和元年 6 月 17 日

高知県知事 尾崎 正直 様

佐川町長 堀見 和道



新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設整備の受け入れについて（回答）

令和元年 5 月 31 日付け、元高環対第 254 号で依頼のありました標記について、佐川町としては下記の事項を遵守していただくことを前提に受諾いたします。

記

- 1 施設の整備及び運営に当たって、地域住民の安全の確保、生活環境の保全及び不安の解消を図るために万全の対策を講じるとともに、地域住民に対し、これまで同様、正面から真摯に向き合う姿勢で臨むこと。
とりわけ長竹地区等、候補地に近接する地域の住民には施設に対する不安が今なお払拭されていないことを重く受け止め、今後においても丁寧に対応すること。
- 2 万一、施設を原因とする公害等による被害が発生した場合には、県が責任をもって補償すること。
- 3 施設の整備期間中及び施設の運用開始後においても、必要に応じて随時、また当町の求めに応じて情報を公開するとともに、勉強会の開催などを通して施設の安全性等について地域住民及び県民の理解を深める取り組みを誠実に実施すること。
このことを含め、地域住民の安全の確保、生活環境の保全に関する県の具体的な取り組みについては、当町と協議のうえ別途協定を交わし文書をもって確約すること。

- 4 地域住民の不安の解消や地域の振興に資する事業を実施すること。
その具体的な内容については、当町と協議のうえ別途協定を交わし文書をもって確約すること。
- 5 地域住民の不安の解消や地域の振興に資する事業及び進入道路の位置などに関して、県による最終決定前には決定を前提とする意見は控えざるを得なかった地域住民の心情に十分配慮して対応すること。
特に、進入道路の位置に関しては、新設する原案には、水脈や山地災害への不安があることから、現道の鉱山道路も含め、その他のルートについても再検討を行い、検討結果については、スケジュールに余裕をもって地域住民に分かり易く説明すること。
- 6 施設の整備及び上記3, 4の事業を円滑に推進するため、佐川町への職員派遣または職員駐在などの人的支援を行うこと。
- 7 令和元年5月31日付け、元高環対第254号及び当該文書の提示の際に示された県の今後の対応と本回答の内容等を文書として取りまとめ、高知県知事と佐川町長との間で確認書を交わすこと。
なお、確認書には、当町として受け入れを決定した後に町議会及び地域住民から提示される意見等を反映することも考慮する必要があるので、締結の時期については一定の猶予を設けること。

以上